

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主であるA（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和39年7月17日、資格喪失日を同年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月17日から同年12月25日まで  
社会保険庁へ照会したところ、申立期間について船員保険の加入記録が無いとのことであった。

私は申立期間中、A所有のB船に甲板員として乗船した。一緒に乗船し勤務した同僚の船員保険の加入記録があり、船主の奥さんからの証言もある。

申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している本人の写真を見ると、申立てに係る船舶名が背景に写し出されているとともに、申立期間について、申立てに係る船舶所有者における船員保険の被保険者であったことが確認できる元同僚は、「申立人と同時期にB船に初めて乗船し、同じ職務に従事していた。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA所有のB船に乗船し、使用されていたことが推認できる。

また、申立人、元同僚及び事業主の妻の証言から当時の当該事業所の船員数と社会保険事務所の船員保険被保険者名簿上の被保険者数とが概ね一致するとともに、同事業所の事業主の妻は、「亡くなった主人からは、誰かを除くと

いった話は聞いたことがなく、給与から保険料を控除していたと思う。」旨 証言していることから、当時同事業所においては、ほぼすべての船員が船員保険の被保険者資格を取得し、給与から保険料を控除していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係るA所有のB船に乗船し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同一職種であった同僚の標準報酬月額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主も生存していないことから、証言を得ることはできないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年5月1日まで  
社会保険事務所の記録では、有限会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日が昭和56年5月1日、厚生年金保険の加入月数が31月との記録であった。  
しかし、私は、有限会社Aには昭和56年4月1日から勤務しており、同年4月分の給料支払明細書にも労働日数が25日との記載がある。  
また、厚生年金保険料は合計で32月分が控除されていることが確認できるので、有限会社Aにおける厚生年金保険の加入日の確認をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、昭和56年4月1日から有限会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 44 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、当時、A町にあったB有限会社が経営する店舗で正社員として勤務した。厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いが、勤務を明らかにする資料として、会社全体で行われた合同社員旅行時の写真と表彰状があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時実在していたことが確認できるとともに、申立人が提出した合同社員旅行時の写真及び表彰状から、時期は特定できないものの、申立人が同事業所において勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録上、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除に関する記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、当該閉鎖登記簿謄本に記載のある役員7人のうち、特定することのできた2人（死亡）は、社会保険庁の記録上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、申立人は、当該事業所で勤務していた同僚について記憶が定かではないことから、同僚から申立てを確認できる証言を得ることもできなかった。

加えて、申立人は、申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について、照会したところA株式会社での加入記録は、昭和 58 年 6 月から 3 か月との回答をもらった。  
しかし、私は、当時はマイクロバスでの送迎で、雪の降った冬も通勤しており、春まで勤務していたことを記憶しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶も定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所の元役員が保管していた「健康保険被扶養者(異動)届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は、社会保険庁の記録と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間についての雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚 1 人及び当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚 3 人は申立人について記憶が無いと証言しており、申立てを確認できる証言等を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 株式会社の加入期間は昭和 38 年 9 月から同年 11 月までの 3 か月との回答をもらった。  
しかし、私は前の事業所を辞め、昭和 36 年 11 月から入社し、2、3 か月は見習いで溶接の仕事を担当し、1 年後には出張したことも記憶しているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶も定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録上、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 12 月 26 日に適用事業所ではなくなったことが確認できる。

さらに、当該事業所の法人登記簿に記載されている当時の事業主や役員については、その所在が確認できず、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚 6 人は、所在が確認できなかったため、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった 7 人を抽出して調査したところ、申立人を知っていると回答した者は 2 人であり、そのいずれも申立人の勤務時期や厚生年金保険料の控除について明確に記憶していないと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。